

規 則

埼玉県総合リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四十一号

埼玉県総合リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県総合リハビリテーションセンター管理規則（昭和五十七年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号を次のように改める。

一 脳神経内科

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。